

監督署からのお知らせ <2016年 No.1>

～ ゼロ災復興めざして がんばろう! ～

石巻労働基準監督署
平成 28 年 1 月 26 日発行

労働災害発生状況【平成 27 年】 12 月末

	平成 24 年 (確定)	平成 25 年 (確定)	平成 26 年 (確定)	平成 26 年 12 月末	平成 27 年 12 月末	増減の状況 (対前年比)	
	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷者数	増減率 (%)
全産業	407 (2)	451 (9)	396 (5)	378 (5)	351 (6)	-27	-7.1
製造業	104	122 (2)	104	102	95 (1)	-7	-6.9
建設業	131 (1)	116 (4)	106 (3)	104 (3)	100 (3)	-4	-3.8
土木工事業	36	32 (2)	41 (2)	39 (2)	38 (1)	-1	-2.6
建築工事業	81 (1)	65 (2)	50 (1)	49 (1)	49 (2)	±0	±0
その他	14	19	15	16	13	-3	-18.8
運輸交通業	24	32 (1)	39 (1)	37 (1)	19	-18	-48.6
商業	44	41	40	36	34	-2	-5.6
上記以外の業種	104 (1)	140 (2)	107 (1)	99 (1)	103 (2)	+4	+4.0

なんらかのメンタルヘルス対策を実施している事業場は 91%に 最も多いのは「実態の把握」と「教育研修の実施」

『メンタルヘルスの取り組み』に関する事業場自主点検結果

石巻労働基準監督署では、事業場におけるメンタルヘルス(心の健康管理)対策自主点検を実施しました。この自主点検は、事業場の労働者の「心の病」が増加傾向にある中で、管内事業場におけるメンタルヘルス対策の取り組みを把握し、当該対策の促進を図るため、管内労働者規模 50 人以上の 205 事業場を対象に実施したものです。

(有効回答 177 事業場、回収率 86.3%)

【自主点検の結果】

メンタルヘルス対策に何かしら取り組んでいる事業場は 161 事業場 (90.9%) であり、項目別で見ると、右のような結果となりました。取組み事業場が多かったのは、実態把握と教育研修の実施でした。①は、(安全)衛生委員会での調査審議は法定事項ですので、注意してください。

平成27年12月より改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が、労働者50名以上の事業場で義務付け(50名未満は努力義務)されました。取組方法等など、宮城産業保健総合支援センター(電話022-267-4229)にご相談ください。

また、厚生労働省のポータルサイト「こころの耳」ではメンタルヘルス対策やストレスチェック制度などを紹介しています。参考にしてみてください。

- ①委員会による調査審議、88 事業場 (49.7%)
- ②事業場での実態の把握、133 事業場 (75.1%)
- ③心の健康づくり計画の作成、44 事業場 (24.9%)
- ④推進担当者の選任、77 事業場 (43.5%)
- ⑤教育研修の実施、133 事業場 (75.1%)
- ⑥事業場外資源の活用、89 事業場 (50.3%)
- ⑦その他の取組、121 事業場 (68.4%)

【実態把握】とは、作業環境、作業方法、疲労回復用施設等、労働時間、仕事の量と質、職場内のハラスメントを含む職場の人間関係などを調査し、職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善を図ろうとするものです。

ストレスチェック制度における集団分析は、職場環境の実態や改善について役立つツールとされています。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト(こころの耳)

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報を掲載

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

平成 27 年度 建設業年度末労働災害防止強調運動を開始

繁忙期こそ 「安全第一」で

【実施期間】 平成 28 年 2 月 1 日 (月) ~ 3 月 31 日 (木)

【重点事項】

- (1) 各関係機関・団体による安全衛生パトロールの実施
- (2) 各事業場の経営幹部による「安全第一」に係る所信表明
- (3) 店社安全衛生パトロールの実施
- (4) 工期切迫時等の安全衛生確保上の検討及び店社の支援体制の構築、並びに発注機関等との協議の実施
- (5) リスクアセスメントや危険予知訓練の有効な実施
- (6) 墜落・転落災害防止対策の徹底
 - ①足場の組立て等作業での「手すり先行工法」の採用の推進 ②低層住宅建築工事における「足場先行工法」の推進、梁下等開口部の防網設置、安全带使用の徹底③屋根上作業での、安全設備の設置
 - ④ 移動はしご作業における墜落・転落災害防止対策の徹底 ⑤開口部、作業床の端に、手すり、中さん等の設置の徹底 ⑥ハーネス型安全带の使用の促進
- (7) 車両系建設機械・クレーン等災害の防止対策の徹底
 - ①基本的安全ルールの再徹底②運行経路・作業方法等作業計画の作成・周知 ②作業半径内の立入禁止措置の徹底及び誘導員配置の際の合図の徹底 ③用途外使用の排除 ④転倒危険場所における路盤強化、幅員保持の徹底と、シートベルト着用の励行 ⑤運転席から離れる場合の逸走防止対策の徹底
- (8) 倒壊・崩壊災害の防止対策の徹底
 - ①溝掘削作業での「土止め先行工法」の採用 ②斜面崩壊防止のため、地山の状態と変化に関する点検の強化 ③足場倒壊防止のため、強風時は養生シートを外す、控え、壁つなぎを補強する等の措置の徹底
- (9) 交通労働災害防止対策の徹底
 - ①運転者に対する交通安全教育、過労運転の防止 ②工事用車両等の運行に係る運行経路の選定等安全対策の実施 ③運転者の健康状態の把握
- (10) 健康管理の徹底
 - ① 作業員の健康状態の把握と適正な配置、および心身両面にわたる健康づくりの実施
 - ② 過重労働等による健康障害の防止のため、長時間労働の抑制並びに医師による面接指導等の実施

年度末は、死亡・重大災害のリスクが大きくなる時期です！
工事を急ぎ現場が繁忙となり、工事関係者、職種の出入りも多く現場が錯綜します。さらには過労状態が生じやすく注意力が低下する時期でもあります。
この時期、十分な打ち合わせとKY活動を念入りに行うとともに、一人ひとりが、「安全」に責任があること自覚して作業を行いまししょう。

【主唱】 石巻地区（気仙沼地区）建設工事関係者労働災害防止連絡会議

車両系建設機械による死亡労働災害が続発！

当署管内では、1 月に入り、車両系建設機械が関係する死亡労働災害が2 件発生しています。1 件は坂道に止めた無人のモーター・グレーダーが動き出し、下にいた作業員に激突したもので、もう1 件はブル・ドーザーを運転中、運転席から転落しキャタピラに巻き込まれたものです。事故原因については現在調査中ですが、各工事現場におかれましては、建設機械の使用に関する安全ルールをオペレーターに再確認していただくようお願いいたします！

建設機械だけではない！なくなる逸走事故～荷役機械でも要注意

当署管内では、平成 26 年 1 月には、待機中のダンプトラックが、無人のまま動き出して、別に待機していた被災者のダンプトラックに衝突し挟まれ死亡した事故、5 月には、無人のダンプトラックが動き出し、これを止めようとした運転手が車両に挟まれ死亡した事故が発生しています。

全国では、フォークリフトによる逸走死亡事故も発生しており、建設機械、荷役機械、自動車の運転席から離れる時の措置について、バケット等作業装置が付いているものは地上に下ろす、エンジンを停止し、走行ブレーキを完全にかける、坂道ではストッパー等で止めるなどを徹底しましょう！



発行：石巻労働基準監督署（TEL：0225-22-3365）〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎）

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やご悩みのことのことがあれば、お気軽に御相談ください。

労働条件関係は方面、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生課、労働保険料・労災保険関係は労災課まで。